

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊干拓土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）三豊干拓地区）を行うことについて令和元年11月19日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において同年12月10日から令和2年1月6日まで縦覧に供する。

令和元年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造